

消 防 地 第 311 号
令 和 8 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

消 防 庁 長 官
(公 印 省 略)

消防団員等公務災害補償等共済基金の会計及び資産の運用その他財務に関する規則の一部を改正する件の公布について（通知）

消防団員等公務災害補償等共済基金の会計及び資産の運用その他財務に関する規則の一部を改正する件（令和8年総務省令第54号）が本日公布されました。

各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（指定都市含む。）及び関係一部事務組合に対して本内容について周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正概要

成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）において、約束手形の利用の廃止について「本年夏を目処に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求める」とされたことを受け、（一社）全国銀行協会は同年7月19日に「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」を策定・公表した。

この計画を受け、大手金融機関等では、令和7年9月30日をもって手形・小切手帳の発行申込を終了しており、手形・小切手の取扱いは令和8年度末に廃止となる予定である。

現行の消防団員等公務災害補償等共済基金の会計及び資産の運用その他財務に関する規則は、消防基金の支払方法として、小切手を原則とした上で、例外的な支払方法（現金支払、振込・口座振替）を規定している。小切手帳の発行申込の終了を踏まえ、小切手に代わる支払方法の原則を規定することとする。

2 施行期日

公布日（令和8年4月1日）

消 防 地 第 312 号
令 和 8 年 4 月 1 日

消 防 団 員 等 公 務 災 害 補 償 等
共 済 基 金 理 事 長 殿

消 防 庁 長 官
(公 印 省 略)

消 防 団 員 等 公 務 災 害 補 償 等 共 済 基 金 の 会 計 及 び 資 産 の 運 用 そ の 他 財 務 に 関 す る
規 則 の 一 部 を 改 正 す る 件 の 公 布 に つ い て (通 知)

消 防 団 員 等 公 務 災 害 補 償 等 共 済 基 金 の 会 計 及 び 資 産 の 運 用 そ の 他 財 務 に 関 す る 規 則 の 一
部 を 改 正 す る 件 (令 和 8 年 総 務 省 令 第 54 号) が 本 日 公 布 さ れ ま し た 。

つ き ま し て は 、 下 記 改 正 省 令 の 趣 旨 に 沿 っ て 適 切 に 運 用 さ れ る よ う お 願 い し ま す 。

記

1 改正概要

成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）において、約束手形の利用の廃止について「本年夏を目処に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求める」とされたことを受け、（一社）全国銀行協会は同年7月19日に「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」を策定・公表した。

この計画を受け、大手金融機関等では、令和7年9月30日をもって手形・小切手帳の発行申込を終了しており、手形・小切手の取扱いは令和8年度末に廃止となる予定である。

現行の消防団員等公務災害補償等共済基金の会計及び資産の運用その他財務に関する規則は、消防基金の支払方法として、小切手を原則とした上で、例外的な支払方法（現金支払、振込・口座振替）を規定している。小切手帳の発行申込の終了を踏まえ、小切手に代わる支払方法の原則を規定することとする。

2 施行期日

公布日（令和8年4月1日）